

# 日印平和条約とインド外交

中 村 麗 衣

はじめに

- 一、サンフランシスコ平和条約とインド
- 二、日印平和条約の締結について
- 三、クリシュナ・メノンとネルー外交  
おわりに

はじめに

二〇〇二年は、日本とインドが外交関係を結んで五〇周年にあたる。一九四七年八月一五日に二〇〇年間のイギリス支配から独立したインドと、一九四五八年八月一五日に敗戦その後、連合国<sup>(1)</sup>の占領状態にあつた日本は、一九五二年四月二八日に正式な外交関係を樹立した。この日は連合国と日本の平和条約が発効し、日本が占領状態を脱した日でもあつた。インドが独立したとき、インドの民衆は国の安定や安全に

ついて悲観的であつただろう。海のものとも山のものともわからない政府、意味が十分に理解できないパキスタンとの分離、それに加えて各地に広がる宗教暴動と社会的無秩序があつた。統一され民主的なインドという国家の将来を信じることは難しい。未開発な国内資源、貧しい農村、増大する人口など国内問題が山積みされていた。ネルーは独立したてのインドを幼子（シシュー）とたとえ、国家の統合を強化しながら憲法制定を急いだ。インド憲法のもとで、大統領や州知事の非常大権の枠内で、普通選挙による議会を軸として三権が権力をわけあうという近代民主政的な仕組みを作り上げようとした。そして一九五〇年一月二六日に憲法を施行し、一九五一年から五二年にかけては第一回の総選挙を実施し、この枠組みの上にいわゆるネルー・デモクラシーの歩みが始まった。また、一九四七年三月二三日、独立直前のインドの首都ニューデリーでアジア二八カ国の代表者による、アジア

で初めての大規模な国際会議が開催された。アジア諸問題会議である。東西の冷戦が日に日に激化していくなか、ネルーはアジア諸国を結集してその采配を振るつた。開催当時、會議參加国はいざれもこの会議の重要性を十分認識しており、アジアの代弁者的存在としてのネルーは国際的な注目を集めた。一方、日本はインドが独立してからの五年間、連合国の占領と管理に服している状態にあつた。占領当局は実質的には、すでにさまざまな権限を日本政府に移譲していたが、その背景には、アメリカ側に占領の財政負担を減らす必要があつた。こうした日本の状況に対し、長年イギリスの植民地支配に苦しめられ、独立運動を闘つてきたインドは他の西欧諸国とは異なる対応を示した。

たとえば、第二次世界大戦が終わると、ラーダビノード・パール (Radha Binode Pal) は、ネルーに任命されて、日本のA級戦犯を裁くための極東国際軍事裁判のインド代表判事になつた。裁判が始まつた一九四六年五月三日、インドはまだイギリスの支配下にあり、完全な独立主権国家ではなかつたが、大戦に協力し多くの犠牲を払つたというので裁判に参加した。連合国一一名の判事の中でパール一人だけが、戦勝国が敗戦国を裁くという考え方自体に反対し、極東国際軍事裁判所条例の国際法的根拠に疑義があるとして、全被告の無罪を主張し、世界の注目を浴びた。

また、一九五一年九月八日、サンフランシスコ平和会議で、日本に関する平和条約が調印されたが、インドはこの条約の国

案文に同意できないとし、サンフランシスコ平和会議に招請されたが出席しなかつた。そして翌年六月九日に日本と単独で平和条約を締結した。<sup>(2)</sup> この日印平和条約は、日本の賠償支払い義務を確認し、連合国に在外日本資産の没収・処分の権利を認めたサンフランシスコ平和条約とは対照的に、インドの日本に対する一切の賠償請求権を放棄し、在インド日本資産の返還を明記するなど、「友好と善意」の条約といわれている<sup>(3)</sup>。こうしたインドの日本に対する物心両面からの協力は、日本の戦後復興に大きな貢献をもたらしたとも言われている。当時のきびしい東西対立の中で、インドが国益を守るために外交をすすめるならば、当然米ソを両極とする大国主義政治に順応せねばならない。ところが朝鮮戦争への批判やサンフランシスコ平和会議への不参加など、ネルー政府の外交姿勢はアメリカをいらだたせた。インドは対日関係で独自の政策をとり、連合国軍事最高司令官の政策に従つていないと見ていた。サンフランシスコ平和条約の締結までに、アメリカはイギリスをはじめ英連邦諸国の意見を重視していたが、アメリカの国務省顧問ダレス (John Foster Dulles) は機会があつたにもかかわらず、一度としてネルーと意見を交換していない。

がある。一般的にいわれるようなネルーの「理想主義」や、「友好と善意」としてくることはできないであろう。インドが単に「平等と無差別の願い」に基づいて対日友好政策を採用したことでは片付けられない。果たしてネルーの外交政策は、経済開発や政治的自由の手段としての役割をはたしたのだろうか。

本稿は、一九五〇年代半ばに頂点に達したネルー外交への一つのステップとなつたサンフランシスコ平和条約への不参加と、日本とインドの二国間平和条約の締結がインドの外交政策上にどのような意味をもつのかを考察することを目的とする。まず第一章サンフランシスコ平和条約とインドでは、日本の敗戦から日印平和条約が締結されるまでの国際情勢から、インドがサンフランシスコ平和会議の参加招請を受諾しないことを決断した経緯を考察する。当時は冷戦期でも最悪の時期であった。冷戦がアジアにおいては朝鮮戦争となり、インドは休戦の調停役を努める。一方アメリカは、ソ連、中国への対決姿勢をもつて対日講和の骨組みを作つた。こうした中でサンフランシスコ平和会議への欠席を決断し、別個に平和条約を締結したインド内外の状況を整理する。第二章印平和条約の締結では、サンフランシスコ平和条約の案文でインドが同意できなかつた点を考察する。インドは、日本との戦争終了宣言の予告をサンフランシスコ平和条約が調印される同日の一九五一年九月八日に行い、平和条約が効力を発生すると同時に、この戦争終了宣言も効力を発生することを

通告し、一九五二年六月九日には二国間で平和条約を結んだ。条文の内容と締結の時期から、この条約がインドの国益にとってどのような意味を持つていたのかを考察する。第三章クリシュナ・メノンとネルー外交では、ネルー外交の立役者であるヴェーランガリール・クリシュナン・クリシュナ・メノン（Vengall Krishnan Krishna Menon, 1896-1974. 以下、クリシュナ・メノンと省略する）が、平和条約締結において果たした役割を考察する。クリシュナ・メノンは、一九四七年の独立まではイギリスで独立運動を指導し、独立後は初代駐英高等弁務官となつた。その後、一五年間にわたり国連の印度代表として、また数々の国際会議で親友ネルーの私設代理を務めた。クリシュナ・メノンはネルーの首席外交顧問であり、「インドで一番目に強力な人物」といわれ外相代理の立場にあつた。ネルーには時代の寵児としての華やかさがあるが、ネルーの片腕となつたクリシュナ・メノンの台頭にも、流星を思わせる華々しいものがある。彼がネルーの外交政策決定にどのような影響をおよぼしていたのか、特に平和条約に関してどのような考えをもつていたのだろうか。

ネルーは、外交は内政の反映であると述べている。独立もないインドが内政的に多くの難問をかかえている状態であるとすれば、外交もそれに対応せざるをえなかつたであろう。長い植民地支配から独立し、国家統一と経済建設を急務とするインドが、その実現のために外交を手段とすることは重要であつたと思われる。外交が内政の反映であるなら、冷戦に

まさこまれないための外交政策から、非同盟政策外交という積極的なものになる契機は、内政の転機であろう。冷戦の激化期の一九五一年九月のサンフランシスコ平和会議をボイコットし、単独で日本と平和条約を締結することを選択した背景には何があったのか。インドの国益にとって、日本との平和条約はどのような意味をもつっていたのだろうか。

### 一、サンフランシスコ平和条約とインド

一九五一年九月四日から開かれたサンフランシスコ平和会議には五二か国が集まつた。<sup>(5)</sup> ソ連、ポーランド、チエコスロバキアは会議には出席したが、条約への調印は拒否した。ビルマ、インド、ユーゴスラビアは会議に招請されたが、出席を拒否した。中華人民共和国と中華民国は会議に招請されなかつた。サンフランシスコ平和条約締結の詳細については、いくつかのすぐれた研究書にゆずり、本章では、インドの不参加についてどのような理由で、いつ、だれが、サンフランシスコ平和会議に出席せず個別に平和条約を締結する決定をしたのか、その経緯を考察する。

日本が連合国に無条件降伏したとき、インドはイギリスの支配下にあり、外交関係はイギリス政府、とくにインド担当国務大臣とインド総督によって管理されていた。一九四六年九月二日、インド国民会議派 (Indian National Congress 以下、会議派と省略する) を中心とする中間政府が発足し、インド

総督のもとにネルーは総督執行評議会議長兼外務ならびに英連邦関係相に就任した。中間政府の外交政策は特定のグループに入らない自立的政策 (independent policy) であり、アメリカのマーシャル (Marshall) 国務長官はこれを高く評価し、国際的にも注目を集め始めていたインドとの友好関係を築くことを望んだ。そして非公式にダレスに、インドの状況を報告するよう求めている。<sup>(6)</sup> インドは、「非ブロック (non-block)」「非同盟、ブロック非加盟 (non-alignment)」として、ブロックに加盟することは避けるが、米ソを含めてブロック加盟国と可能な限り友好的協力に努力する政策をとつていった。

一九四七年七月一日、アメリカ政府が極東委員会構成諸国<sup>(7)</sup> の在米代表者に対して、対日平和条約予備会議の開催を提案すると、ソ連はただちにそれに反対して米英ソ華四大国外相会議方式を主張した。米ソの対立を開拓するため、中国国民政府は妥協案を示した。<sup>(8)</sup> ついに一九四八年一月一八日、マッカーサーは「外交の領域における摩擦のため、連合国の一一致によつて対日平和条約を近い将来に現実的に期待できるだろうとの最初の希望は消えた」と述べるに至つた。これを契機にアメリカの高官、使節団、調査団の来日が続き、日本を政治的には「反共の防壁」、経済的には「東洋の工場」とするような方向への政策が進められた。この年の一二月一九日、ロンドンの新聞サンデータイムズは「アメリカは経験に乏しいため、自国の安全保障に基盤をおいて独自の観点から早急に行動に移る傾向があるが、平衡を失したアメリカの政策を

正すことは英國の任務である」と、注目すべき論評を加えて  
いる。

一九四九年の中華人民共和国樹立と一九五〇年の朝鮮戦争勃発は、朝鮮にとつてはもとより、中国、日本、インドにとつても、その後の進路の分岐点となるものとなつた。中華人民共和国が成立して約三か月後の一九四九年一二月三〇日、インド政府はこれを承認した<sup>(9)</sup>。またネルーは、インド共産党や社会党の激しい反対をうけたが、イギリスの支配が終わつた後もあえて英連邦にとどまることを決断した。それはイギリスをまきこんで中華人民共和国承認を実現し、インドの外交的歩を高めたいという考え方であつた。冷戦が激化する中で、宗教対立や経済危機など国内問題をかかえたネルー政権は、対パキスタン、对中国関係の安定が必要であつた。それは換言すれば冷戦期においてアメリカ、ソ連を敵にまわさないことであつた。ブロックに加盟すると自主的な判断と行動の自由を失い、インドの民族主権と国益に反するというわけである。

当初インドは、対日講和問題に関しては、英連邦の一員として英連邦諸国と歩調をあわせていたが、最終的にはイギリスと正反対の立場をとるにいたつた。インド独立後二週間ほどたつた一九四七年八月二六日から九月二日まで、キャンベラで第一回英連邦会議が開催された。インドは、東京のインド連絡事務所長ラーマ・ラウ（B.Rama Rau）を団長とする代表団をキャンベラに派遣した。討議は秘密裏に行われたが、コ

ミニケによると会議で各国代表の意見が一致した点としては、対日平和会議のすみやかな開催とアメリカ案議決方式の支持、日本の永久的非武装化、条約実施を確実にするため少數の軍隊を維持する監視委員会の設置、日本領土に関するポツダム、カイロ、ヤルタ諸協定の支持などがあつた。エヴァット、オーストラリア外相は、対日重要問題でマッカーサーと意見の一一致を見たと述べている。この時点では、インドもアメリカ案に同意している。中華人民共和国成立後の一九五〇年一月九日に開かれた英連邦会議（コロンボ）では、インドは日本の占領管理の早期終了を望んだが、問題解決にはソ連と中華人民共和国の協力が必要であると述べている。<sup>(10)</sup> 朝鮮戦争への中国義勇軍の介入後、一九五一年一月に開かれた英連邦首相会議（ロンドン）になると、インドはアメリカの国連における一連の中国非難から、こうした情況で中国がサンフランシスコ会議に招待される可能性がないことを大変危惧し、中国が講和会議に参加しないなら極東の安定は続かないだろうと考えた<sup>(11)</sup>。

ネルーの対中国政策の基本原則の骨子は、中華人民共和国成立後から一九五〇年代末に至るまで、ほぼ一貫している。国家建設、経済発展をめざすインドにとつて、中国との友好は外交政策上の自明の理であった。アメリカのように中華人民共和国を承認せず「封じ込める」のは愚策であり、それは中国をますますソ連と結びつかせ、強大な中ソブロックを作り出すことになる。そして周辺から大きな圧力をうけ共産主義

義イデオロギーが浸透する恐れがある。逆にインドが中国と友好関係を築けば、両国のリーダーシップのもとに「平和地域」を画定することができ、中国の膨張主義的傾向をけん制することもできると考えた。しかし、中印国交成立後約一年間の中印関係は必ずしも友好的ではなかつた。一九五〇年二月一四日にはモスクワで中ソ友好同盟相互援助条約が締結され、中華人民共和国とインドとの対立がしだいに顕在化していつた。一九五〇年一月一二日、中国人民解放軍によるチベット「解放」声明は、ネルーの対中国政策を動搖させた。ネルーは新中国の態度に未知数を感じるが、敵対的な態度がとれない状況を作り出し、インドの友好国として作り上げたため、友好によつて封じ込める政策をかえなかつた。そして中華人民共和国の国連代表権を一貫して支持し続けた。そして中華人民共和国義勇軍が参戦し、一一月初頭には中國義勇軍と国連軍とが接触した。トルーマン大統領の原爆使用も考慮しているという声明に、インドはアジア・アラブ一三か国とともに平和的解決への努力を始める。<sup>(12)</sup>しかしアメリカは、ソ連、中国への対決姿勢をもつて対日講和の枠組みを作つていつたのである。一九五〇年一一月二四日、アメリカ国務省は対日講和の七原則を発表した。これをもとに、一九五一年四月、対日平和条約草案（ダレス草案）が報道された。六月、個別の折衝のためダレスはキャンベラ、ロンドン、マニラ、パリ、東京、ウエリントンと英連邦諸国を歴訪したが、ネルーを嫌い、説得に応じる人物ではないとニューデリーは

除かれた。英米案を提示された印度政府は、五月一六日にロンドンのインド高等弁務官クリシュナ・メノンと、ネルーの妹で当時ワシントン駐在のインド代表だつたパンディット（Vijay Lakshmi Pandit）に、それぞれイギリス政府、アメリカ政府に印度政府の条件を伝えるよう指示した。一つは条約案の内容的なもの、もう一つは講和方式の問題であつた。それが受け入れられないならば、印度政府は条約に署名せず、日本と別個条約を結ぶということだつた。二点目に関して、日本と別個条約を結ぶということはアジアの平和にとって致命的であると感じた。六月一四日付けのロンドンの英連邦関係省へのイギリス高等弁務官事務所のメッセージにて、印度はソ連、中国が調印しないことはアジアの平和にとって致命的であると感じた。六月一四日付けのロンドンの英連邦関係省へのイギリス高等弁務官事務所のメッセージにて、印度は対日平和条約から中国を排除することに反対し、平和会議に欠席することを述べている。しかし六月後半にアリソンが訪日の途上、ニューデリーに立ち寄りチャクラバルティ（B.N.Chakravarty）をはじめ外務省の役人たちと会つた時の印象として、印度政府がだいたいにおいてダレスの提案に反対しないだろうという印象を受けたという。<sup>(13)</sup>そしてアメリカの草案中に改正が加えられ、イギリスがこれを受諾し七月一三日に画定草案が公表された。七月三〇日に、印度は「新中国」の参加がない限り対日平和条約は最終的なものとはなりえないとの立場をとつていていう公式声明ではないうが、半官筋の情報がアメリカに伝えられた。この時点では印度政府はサンフランシスコ平和会議へ参加するかどうか決めていないと言明している。八月六日、ネルーはパンディット

トに手紙で、そのような対日平和条約を承認することは、われわれの現在の政策を終わらせるることであり、政治的に一八〇度の転換である、それは中国との政治的分裂を意味するとして述べている。八月一六日には最終草案が公表され、八月二三日からアメリカとインドとの間で書簡が交換されたが、ついに会議を一週間後にひかえた二五日、サンフランシスコ平和会議への不参加を決めた。急にソ連が会議に出席するようになつたため、会議でソ連を支持せざるをえなくなるのを恐れての結果ともいえる。ビルマは二三日に不参加を決め、インドネシアは二五日、会議に参加するが調印しないとアメリカ国务院に通告をした。これに反してフランスの意向からヴェトナム、ラオス、カンボジアは会議に参加することになった。パキスタンも二五日、米英両国の招請を正式に受諾している。このように会議は主要なアジア諸国が欠席し、西側陣営と、参加はするが調印しないソ連によつて代表される東側陣営が対立するという形になつた。インドをはじめとするアジア諸国は脱落を待ち、米英の筋書き通り、九月八日、サンフランシスコ平和会議に出席した五二か国のうち日本も含めて四十九か国が日本との平和条約に調印し、一九五二年四月二八日に発効した。

独立してから画定草案が公表されるまでの間、インドは一九五〇年一月に共和国憲法を施行し、一九五一年四月には第一次五か年計画に着手し、国家建設を推進していた。この時期、会議派指導者たちの主な関心事は中国代表権問題であり、

日本との平和条約に参加するかどうかはネルーに一任された。印度は他に例を見ないほど、国家の外交政策決定に果たす外相の役割が大きい。独立後、ネルーは首相と外相のポストを兼任し、ネルーの発言は、外交政策に関する閣議の席上で結論的な重みをもつていた。特に一九五〇年一二月の内相パテール (Sardar Vallabhbhai Patel) の死後は、カリスマ的指導権をもつて、対外政策を決定していく。ネルーによって決定されたインドの対外政策は、すべて中国との友好関係を前提とするものであった。たとえば、非同盟政策にせよ、防衛の自力本願主義、対外政策の独自性、軍事力の低下をものともせぬ経済開発第一主義にせよ、中国との友好関係があつてこそ推進できるものといえる。中国の代表権問題は国際連合の安全保障理事会をはじめ極東委員会などで複雑な情勢を展開していた。朝鮮半島問題と中国の国連代表権問題とは切り離せない問題であつた。日本の講和問題も冷戦と密接にからんでおり、中国を排除した会議に参加するわけにはいかなかつた。ネルーは、対日平和条約が中国とソ連を孤立させることに気づいていただけでなく、それがいかに西側諸国の関係を込み入つたものにするか予想していた。そのように議論の余地のある条約は承認できず、サンフランシスコ会議に参加しないほうがよいという確信を抱いた。その背後には内外のさまざまな意見や忠告があつた。たとえば、会議派政治家で外務省の役人ラージヤゴーパーラチャリ (C.Rajagopalachari) や、英米案へのインドの回答を

作成する実務的な作業に携わっていた外務省のバジパイ

(Girja Shankar Bajpai)、ワシントンのインド大使パンディット

トは、最終段階までネルーにサンフランシスコ平和会議に参加するように説得を続けた。特にパンディットはニューデリーとワシントンの間で交換された意見をダレスと議論し、インドのメッセージが彼に与えた打撃を和らげるのが仕事であり、最終的にインドが条約に署名しないというメッセージを伝えるのは残念だったと述べている。<sup>(15)</sup>他方、ロンドンの高等弁務官クリシュナ・メノン、駐ソ大使ラダクリシュナン(Sarvepalli Radhakrishnan)、中国大使パニッカール(K.M. Panikkar)は、サンフランシスコ会議に参加しないように忠告している。クリシュナ・メノンは、英米案に反対し、外務省の役人に任せるよりもネルーが判断を下すべきだと切望した。<sup>(16)</sup>駐日インド連絡事務所長チエットウールの意見はわからないといわれているが、東京の連絡事務所とイギリス外務省との間で定期的に交換された往復書簡によると、八月一四日の時点ではチエットウールにはインドが会議に参加しないことは予想されたことであり、特に問題はないという立場だった<sup>(17)</sup>。ネルーはチエットウールの進言を受け入れて条約への署名を拒否したという話もあつたが、これについてチエットウールは証明できないといつている。<sup>(18)</sup>最終的な決断はネルーが下したのである。

## 二、日印平和条約の締結について

ネルーは一九五一年八月二七日のインド議会で、対日講和に対するインド政府の態度を正式に発表した。およそ十分間の短いスピーチであった。そこでネルーは、対日戦は六年前に終結した、これに引き続いて日本の軍事的占領が行われ今日まで続いている、インドは他の諸国と同じくこの不満足な状態を平和条約によって終結させることに关心を持っている、しかしこの問題の解決法に対する見解が各国によつて異なるため対日平和問題はほとんど進展をみず、米英両国政府はこのため対日平和条約はほんと進展をみず、米英両国政府はこのため対日平和条約に主導的立場をとることになった、印度政府は米英案に対する提案を行つたが何一つ取り入れられなかつたため印度は平和条約に調印すべきではなく、またサンフランシスコ平和会議にも参加すべきでないとの結論に達したと述べた。さらにつきこの考慮の結果、印度は日本が独立の状態に達し次第印度と日本の間の戦争状態終結を宣言し、のちに簡単な対日単独講和を締結すべきことを決定したと宣言した<sup>(19)</sup>。その背景にはいうまでもなく米ソ対立の激化が懸念されたことがあつた。本章では、印度が対日平和条約に署名しなかつたもう一つの理由であるサンフランシスコ平和条約の内容面について考察する。印度は案文のどの部分に同意できなかつたのか、日印平和条約の締結の時期、内容から、ネルーは当時の日本に何を期待していたのかを探

る。

インド政府の見解が初めてイギリスとアメリカ政府に伝えられたのは、一九五一年五月一六日であった。そこでは台湾と澎湖諸島の中国への返還が直ちに行われるべきであること、また日本固有の領土である琉球、小笠原諸島は信託統治下にはおかげに、直ちに日本に返還すべきであるということ、千島列島とサハリンの一部はソ連に返還すべきであるということが述べられた。また条約案に同意できず署名しない政府は、より平和的かつ有益だと思う別個の平和条約に署名することを妨げられるべきでない<sup>(20)</sup>、という提案をした。六月初めインド外務省のバジバイも、台湾は中国に、沖縄と小笠原諸島は日本に返還されるべきであり、もしこれらの点で合意しなければ印度政府はサンフランシスコ平和条約に署名しないと語っている。この点については、以後一貫して印度政府の譲らないところとなつた。<sup>(21)</sup>

七月末から八月末にかけての一か月間に交換されたアメリカと印度の往復書簡に、両国の考え方の根本的な違いが表れている。七月二〇日、改正草案に対する印度政府の見解が関係国に送られた。そこで印度政府は対日戦ができるかぎり早く終結させ、日本を自由な主権国家に仲間入りさせる目的には十分同感するとし、さらにこの条約のもう一つの目的は、極東に存在する緊張状態をやわらげるとともに、極東に影響を与える諸問題の平和的解決に役立たせることにあることを指摘する。印度政府はこの目的を満足させるために草

案の条項に、印度政府として三點の修正を提案した。それは①カイロ宣言にしたがつて台湾を中国に与える、②外国軍（アメリカ軍部隊）の日本駐在に関する各条項を条約草案の中から除く、③琉球および小笠原諸島をアメリカの信託統治の下におかず、これを日本に返還する、というものであった。八月一二日、この印度政府の見解に対するアメリカ政府の回答を受け取つた。しかし印度政府が提案した重要な勧告は何一つ取り入れられていなかつただけでなく、サンフランシスコ平和会議では条約に対する見解は述べられるが、改定交渉は行われないとするアメリカ政府の態度がはつきりしたため、サンフランシスコ平和条約に調印すべく、また、サンフランシスコ平和会議にも参加すべきでないという結論に達した。二三日、アメリカ政府にワシントン駐在印度大使館を通じて覚書が伝えられた。印度政府はサンフランシスコ平和会議への米英からの共同参加招請を受諾できないことを遺憾に思う、印度政府の見解からいえば対日平和条約の内容は、印度が必要欠くべからざるものと考へている二つの基本原則を満たしていない、というものだつた。二つの基本原則とは、①条約は日本に対し自由国家の共同社会における名譽あり平等で満足すべき地位を与えること、②条約は、極東における安定した平和の維持に関心をもつすべての諸国が遅かれ早かれ承諾しうるようなものでなければならない、ということである。第一原則に關しては、歴史的に日本の一  
部であり、侵略によつて獲得されたものでもない琉球列島や

小笠原諸島をアメリカの信託統治下におくということや、条約内に、日米安全保障条約の枠内で日本にアメリカ軍を駐留させるような条項があることは、日本を名譽ある平等な地位にある一員として扱うものとは受け取りがたいとし、これが日本にとつて必要とあれば、日本が主権国家としての自由を完全に享受した中で締結するのが順当であるとした。第二原則に関しては、インド政府はとくに台湾の中国返還をきわめて重要視しているとし、台湾の中国返還の時期と手続きは、後日行われるべき交渉に残してもよいが、過去に国際協定があるにもかかわらず平和条約で、台湾や樺太、千島の帰属をはつきりさせていなければ、極東における将来の紛争の種になるとして、日本の立場、極東、アジアの永続的な平和の上から条約草案の改正を希望していたのであつた。条約文は本質的な部分において、インドの基準のどちらも満たしていないという結論に達した。<sup>(23)</sup>

しかしアメリカ政府は八月二〇日、日本がこの条約に同意していることを述べた七月一三日付けの日本首相の手紙<sup>(24)</sup>を引用し、インド政府に署名を求めてきた。それに対して三日後、インド政府は、アメリカ政府は条約案の考え方が日本政府や日本国民と同じであると述べているが、両政府の認識は一致していないと思うと述べた上で、先のインドの基本原則を確認している。二六日、アメリカ国務省はインド政府あての覚書を発表し、次の八点でインドの主張を反論した。①アメリカ政府はインドがわれわれと共同行動をとれば平和はもつと

安定したものとなると信じる。②アメリカ政府はインド政府が現在の条約草案を不完全だと考え、日本と単独講和を結ぼうとしていることを遺憾に思う。③インド政府は、条約草案が自由国家社会の中にあって日本に名譽と平等と満足を与えるものではないと述べているが、これはアメリカ政府にとつて全く意外なことである。④インド政府は、今度の条約が極東の平和に特別の関心を持つ諸国が後日条約に加入できる道を開いていないと述べているが、今回の条約は、現在多数国間の条約締結を規定すると同時に、いまはこの条約に調印しなくとも一九四二年一月一日の国連宣言に加盟しているならば、どこの国とでも日本は同様の条約を結びうることを想定している。⑤インド政府は日本が他国から侵略によつて獲得したのではなく、しかもそこの住民が日本国民と歴史的につながりをもつ領域については平和条約によつてこれら地域に対する完全な日本の主権を日本の主権を回復させるべきであると提案しているが、この主張は「日本の主権は四大島とその付属諸小島」に限られると明確に定められているポツダム宣言の線から大きく逸脱するものである。インド政府は、千島列島についてはソ連に完全な主権を引き渡すことを明確に規定していないという理由で、本条約を非難しているが、一方琉球については日本に完全な主権が残されているにも関わらず本条約がアメリカを管理権者とする国連信託統治下におくことを認めているという理由で、琉球に関する条項を非難している。インド政府が千島と琉球との間にどうしてそのよ

うな差別をつけるのか理解することができない。⑥インド政府は今回の条約が日本に、条約発効の日から将来自発的な集団安全保障取り決めが発効する日までの間、無防備状態になるのを防止する権利を与えていたとの理由で、本条約に反対している。インド政府は、このような安全保障取り決めが実際に自発的なものであるかどうかは、侵略者と確定したものとの前に、ある期間日本を全然無防備状態のままおくという重大危機にさらしてみないと証明されないと主張している。しかしそうすることが日本国民の希望であると信すべき理由もなければ、そのことが日本の幸福を増進すると信すべき理由もない。⑦インド政府が台湾の中華人民共和国返還を主張していることについては、インド政府も現在台湾の将来に関して連合国間に最終的な意見の一一致がないことは十分承知しているはずである。しかも台湾に関する意見の一一致を見るまで対日講和を棚上げにすることは、日本の主権回復を無期限に延期することになり、インドのかねての主張と相反するわけである。⑧アメリカは現在の草案が完全なものであると主張はないし、人間がどんなに努力しても避けられないような調整すべき点があることも事実である。しかし重要なことはこの条約が平和条約であり、この中には次の戦争の趣旨を包蔵していないような諸条項から成り立っているという点である。二七日のニューヨークタイムズは、インドが対日平和会議に参加するかどうかということはたいした問題ではない、インドの対日講和に対する反対は根拠のないもの

である、予定通りソ連が条約調印を妨害しようとすれば、インドの不参加はソ連代表により多くの弾薬を与えることになろう、これは多分インドが送った覚書の目的ではないだろうが、確かにそういう結果になる、しかしインドの方針は、ただ会議を混乱させるだけのために会議に参加する諸国の目的よりも立派であると述べている。

結局、往復書簡の後も両国の意見の調整はなされなかつた。九月八日、サンフランシスコ平和条約調印の日、駐日インド連絡事務所長チエットウールは外務大臣へ手紙で、日印間の戦争終結と外交関係の樹立に関する予告を行い、サンフランシスコ平和条約が効力を発生すると同時に、先の宣言も効力を発生することを提案した。<sup>(25)</sup> 九月一〇日には、日本はインドの提案を快諾する旨を述べている。そして年末から日本とインドの間では戦争終結手続きと平和条約作成をめぐる作業が始まられた。<sup>(26)</sup> それではインドの基本姿勢が、対日平和条約にはどのように反映されたのだろうか。防衛と賠償という二点について、平和条約案の内容を考察してみよう。

サンフランシスコ平和条約の前文では「主権を有する対等のものとして」日本を取り扱うべきことを定め、第一条B項で「日本の完全な主権を承認する」と明言しており、敗戦国日本の主権を回復して、民主主義国家の中に包容し、東アジアの秩序と安定に奉仕させようとする。米英の構想は、日本の過去の戦争責任を追及することをやめて、日本の将来の平和に対する責任を要請し、そのために反対に日本の再武装を

も可能にする集団防体制を確立することを希望するものである。これは昨日の敵を利用して今日の味方とする戦略である。アメリカの対日講和の主目的は、日米安全保障条約の締結にあり、アメリカ自ら日本およびその周辺に駐兵する権利を確保することとも、さらに日本を強化して極東における防共の城壁<sup>(28)</sup>とすることを要請している。一方、日印平和条約は「日本とインドの間および両国の国民相互の間には、堅固かつ永久の平和および友好の関係が存在するものとする」（第一条）という宣言から始まる。第二条によつて、締約国が航空、通商、海運についての交渉を開始することに同意した。ネルーは最後まで外国軍の日本駐留に関する条項を除外することを主張し、サンフランシスコ平和条約にもりこまれた外国軍隊の駐留規定その他の条項は、当然日印平和条約には含まれていない<sup>(27)</sup>。サンフランシスコ平和条約の草案に対しても、印度は日本とアメリカとの間にいかなる防衛協定が結ばれてもこれに反対するものではないが、ただそのような協定の締結が平和条約に入れることは日本の主権に対する不当な侵害であるとえていた。さらにインドは、日本が外国軍隊に對して日本本土内に軍事基地をもつことを認めるような防衛上の取り決めをおこなうことは、日本主権の正しい発動だと考えていたが、平和条約の中に含まれるべきでないと考えていた<sup>(28)</sup>。日本政府は、ネルーの日本の自衛権に対する考え方に対して、以下のように述べている。

「ネルーが日本への外国軍隊の駐留を完全に反対している。日本政府は、ネルーの日本の自衛権に対する考え方において、一切の賠償要求を放棄して、インドにある日本資産を返還するという条項は、特にその好例である」と、語つてい

とは信じがたい。というのは、日本は軍隊を持たないから、不意に外国から攻撃や侵略を受けた場合に、これを防ぐ有効な手段がない。極東の平和と日本の安全を保障するために、アメリカの軍隊を日本の国内と付近に駐在させることは絶対に不可欠である。問題は、日本が完全に主権を保持できるかどうかである。インドは長期間イギリスに支配されていたので、特にこの問題にこだわるのは理解できる。主権独立国として日本が話しあいに参加できれば、平和条約の批准後に軍事基地の借用やアメリカ軍の駐屯について議論されると思う。インドの考えはこの点を明らかにしているようと思う。われわれはこれに関してはネルーの深い気遣いに、感謝する<sup>(29)</sup>」

次に敗戦国による戦勝国への賠償問題についてである。サンフランシスコ平和条約では、「請求権および財産」において、賠償の範囲および方式、連合国にある日本国民の財産、日本にある連合国民の財産について規定されている。当然そこでは賠償義務を戦敗国にのみ負わせ、戦勝国には負わせないと定める。一方ネルーは一九五一年八月二七日、インド議会でサンフランシスコ平和会議に出席しないということとともに、日本に対して賠償を請求しないことを宣言した。一九五二年六月九日、日印平和条約の調印に際して、岡崎勝夫外相は、

る。

日印平和条約は第四条でインドにある日本国民の財産について、第五条で日本にあるインド国民の財産について規定している。<sup>(30)</sup>第六条(a)ではインドが日本国に対するすべての賠償請求権を放棄するとし、(b)ではさらに「この条約に別段の定めがある場合を除くほか、インドは、戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じたインドおよびインド国民のすべての請求権ならびにインドが日本国の占領に参加した事実から生じたインドの請求権を放棄する」と規定する。同様に、第九条で「日本国は、戦争から生じ、または戦争状態が存在したためにとられた行動から生じたインドおよびその国民に対する日本国およびその国民のすべての請求権を放棄する」と規定する。

条約の原案がインド側からはじめて提示されたのは一九五一年一二月二二日だった。以来交渉を通じて、原案を提示するにはインド側、それに修正を提案するのが日本側という暗黙の分担関係がみられる。また、インド側から示された原案には、日本とインドの二国間に適用される条約にもかかわらず不必要的事例が多く、サンフランシスコ平和条約を手直ししただけのようにもみうけられる。前述の外国軍隊の駐留規定、また賠償規定がない分、サンフランシスコ平和条約よりも簡素なものであつたが、サンフランシスコ平和条約と重複する部分が多い。それをさらに簡素化させていったのは日本側であつた。日本とインドの二国間条約であるため事例

がないものが多く、かなりの部分は日本側によつて削除されていつた。<sup>(31)</sup>

ネルーが一切の賠償請求権を放棄した背景には、東京裁判におけるパール判事の戦犯無罪論があると考へられる。パールは、ネルーによって極東国際軍事裁判のインド代表判事に任命されたため、一九四六年にカルカッタ大学総長を辞任する。そして連合国一一人の判事のうち彼だけが、戦勝国が敗戦国を裁くという考え方自体に反対し、全起訴に対して被告全員を無罪として、その釈放を主張した。パール判決書の中には、本当の戦争犯人はマッカーサーが設置した裁判所ではなく、別の裁判所で裁かれるべきであるということや、マッカーサーがこの裁判を命じたのは、真珠湾攻撃から終戦までの間に、A級戦犯として起訴された日本の旧指導者たちが戦争犯罪を犯したと決めてかかって、それを裏付ける証拠しか集めようとなかったことなどが述べられている。ネルーは、パール判決にはインド政府としては同意できない意見や理論もあるが、個人的にはかなりの部分で共鳴していた。また当時、パールによせた日本国民の好感は、ガンディの非暴力に始まり、非同盟中立で独自の路線を歩むネルーの人と行動に対する共感になり、それはインドそのものにまで拡大されていった。極東の安定した平和の維持、極東の国との平和共存こそ、日本との平和条約を個別に締結したネルーの重視したことであつた。

### 三、クリシュナ・メノンとネルー外交

マツカーサーはインドが独自の対日政策をとつたことをおもしろく思つていなかつた。連合国軍最高司令官の政策にしたがつていないとみていたからである。また、ダレスはインドの「中立主義 (neutralism)」を不節操と嫌つた。<sup>(33)</sup> 冷戦の激化期において、これは当然考えられていたことであり、サンフランシスコ平和条約の交渉段階でワシントン駐在大使だつたネルーの妹パンディットをはじめ、外務省の役人たちはネルーに条約署名を希望した。しかしネルーはそれを拒否した。ナランバーニーの決断の背後には、長年の親友であり、ネルーに次ぐクリシュナン・クリシュナ・メノンといわれた人物がいた。ウエーンガリール・ノンといえば白髪瘦躯、黒い顔、異様に鋭い瞳をひからせ、舌端火をほく激しい演説のために、国連名物の一人といわれた。日本が国連加盟したとき、インドの国連代表として、国連内のアジア、アフリカ諸国の全部が、こぞつて日本加入案の共同提案国になつていることを指摘しながら、占領下におかれていた日本が平和条約を早期にかちとるために、インドが尽力したこと、しかし日本にとつて不平等な条項があつたため、インドは対日平和条約には加わらなかつたこと述べている。インドは国連創設当初から一九六〇年頃まで、クリシュ

ナ・メノンという雄弁な官僚の外交的手腕によつて、国際政治において絶大な影響力をもつたといふ。

一九四七年八月、イギリスの植民地支配から独立した印度は、ネルーを首相兼外相として、外交政策の基礎を確立しなければならなかつた。ネルーは、独立の一年前、中間政府発足時にラジオで外交政策の基本方針を発表している。このときすでに相互に敵対して同盟を作つてゐる各グループのパワーポリティクスから離脱するという考え方を示してゐるが、これはまさにイギリスの外交政策、つまり両陣営のバランスをとる外交政策に歩調をあわせたものであつた。また、ナショナリズムが反西欧化することに反対し、この観点から穩健な中道勢力の育成をめざして、アーティカの政策決定者たちの期待に沿うものでもあつた。ネルーのいわゆる「ブロッケ非加盟」という政策は、イギリスで長期間活動してゐたクリシュナ・メノンの考へた政策といえる。本章では、ネルー外交の立役者であるクリシュナ・メノンが、日印平和条約を締結するにあたつて、またネルーが外交政策を決定する際にどのようないきさつをはたしたのか考察する。日本でクリシュナ・メノンは、ガンディ、ネルーの知名度とは比較にならないほど知られていない。本章では唯一の伝記とその著者クッティ氏、クリシュナ・メノン・ソサエティ会長ガーラグ (RK Garg)<sup>(34)</sup> 氏へのインタビュー、インド外務省文書を史料とした。

クリシュナ・メノンは、一八九六年五月三日、マドラス管区（現在のケーララ州の北部）、マラバール地方のカリカッ

トで生まれた。インドの南西端に位置するケーララ州の面積は、インド全土の一・三%にすぎないが識字率は七〇%以上でインドでは最高である。教育がめざましく進歩しているにもかかわらず、産業が長い間ないがしろにされ経済成長が遅れた。そのため社会と経済の均衡が崩れて左翼の政治活動に絶好の条件を作り出したといわれている。そして一九五七年には世界で初めて民主的な州議会選挙を通じて共産党政権が成立し、センセーションを巻き起こした。また、カリカットといえば、一四九八年にヴァスコ・ダ・ガマが東洋の香辛料を求めて上陸し、南海貿易の中心地として栄えた町である。北インド出身のアーリア民族のネルーとは対照的なクリシュナ・メノンの黒い肌、鋭い瞳は、ドラヴィダ民族の特徴といえる。クリシュナ・メノンはナーヤル (Nairs)<sup>(35)</sup>・コミニティに属する。ナーヤルは、ケーララのカーストではブラーフマニに次ぐ武士階級として、国王の手足となり王位を守つてきた。すべてが軍務に服していたわけではなく、世俗権力者やそれを支える官吏、そしてイギリス支配のもとで新たに生まれた弁護士、ジャーナリスト、学校教師といった分野で活躍している。ナーヤル・コミニティの伝統的な社会はタラヴァード (tharavad) とよばれる合同家族によつて構成され、マルマツカターヤム (Marumakkathayam) といわれる母系制をとつてゐるため、母のウェーンガリール・ラクシュミ・クッティ・アンマ (Vengali Lakshmi Kuttu Amma) のウェーンガリールを名乗つてゐる。クリシュナ・メノンの父は弁護士で

あつた。クリシュナ・メノンは一九一五年にマドラス大学に入学し学位をとつた。卒業後、高位カーストで裕福な家に育つたエリート青年の例にもれず、一九二四年、二八歳のとき第二のふるさととなるイギリスへ旅立つ。ロンドン大学経済学院で、著名な政治学者ハロルド・ラスキ (Harold Laski) について政治学を学ぶ。ラスキはクリシュナ・メノンを、経済学院でもつとも優秀な生徒で、いずれインドの指導者になるだろうと友人に語つてゐる。ラスキはイギリス労働党員であり、クリシュナ・メノンも彼の社会主義思想にひかれ、イギリス労働党に密接に関わつて多くの社会主義者と接触していく。クリシュナ・メノンの生まれ育つたケーララは昔から外国との接触の多い地方であつたし、社会主義的な思想や運動がさかんであつたため、それほどの違和感もなく関わつていつたと思われる。

クリシュナ・メノンの大学時代は、民族運動の高揚期にあたり、ちょうど南インドではアーリア民族の優位性を否定し、ドラヴィダ文化の復興を主張するドラヴィダ運動が発展してゐた。インドの民族運動はベンガル分割反対の急進的運動が終わると、一転して自治連盟 (Home Rule League) 時代となる。自治連盟は、アイルランド民族運動から刺激を受けた政治団体で、主張はインドの自治要求である。当時インドでの民族運動が停滞していた時期だったので、自治連盟の主張はインド人の心にすばやく浸透していった。アイルランド人女性のアニー・ベサントがこの時期の指導者の一人となり、第

一次世界大戦とともにインドの自治実現の運動を展開する。

アニー・ベサントは神智協会 (Theosophical Society) の長になる。

神智協会はもともと一八七五年にアメリカで設立されたが、一八八六年にマドラスに本部をおき、インドで活動を

開始した。ヒンドゥ教徒にインドの伝統に対する自信と信頼を持つように説いて、インド社会思想に大きな影響を与えた。

そのためインド政府の警戒心を高め、アニー・ベサントは逮捕される。これが逆効果となり、インド各地に抗議の声があがり、自治連盟への参加者が続々と現われ、民族運動は再燃する。神智協会の活動にクリシュナ・メノンは強い関心を抱き、大学生活の大半を社会改革運動に費やす。

自治要求 (Home Rule) 運動を支援するために、一九一二年にロンドンで小委員会が結成され、それが一九二三年に英連邦インド連盟 (Commonwealth of India League) に改組される。そして一九二四年からクリシュナ・メノンが事務を担当する。活動は、イギリスでインドの自治要求運動をすることである。第一次世界大戦中、大英帝国内での自治を達成したインドこそ、真に帝国を支える力となり、ドイツ帝国主義との戦いに対し大きな協力が可能であると主張する。クリシュナ・メノンはインドの完全自治のために、インドに関する政治講演会を開いたり、ニューズレターを発行したりして、英連邦インド連盟とインド国民会議派を密接に連携させようと活動した。しかし「イギリス側の考える自治領の地位は、完全独立とは異なる」とするメンバーが英連邦インド連盟を

離れ、一九三一年一一月一一日に、インドの完全独立を要求するインド連盟 (Indian League) が結成される。クリシュナ・メノンはこのインド連盟について回顧し、以下のように記述している。

「インド連盟はインドの自由を求めるイギリスの組織だった。連盟のメンバーにはインド人もいたが、ほとんどがイギリス人であった。そしてインド政府のイギリス人にアピールすることが目的で、仕事はイギリスの下院議員によつてなされてきた。」

インド連盟は、一九二九年にネルーやS.C. ボースらを中心にして、会議派内の社会主義的急進グループが結成したインド独立連盟 (India League) とは別のものであるが、国民會議派のイギリス代表的な存在となり、クリシュナ・メノンはその非公式代表となつた。インド連盟は、ガンディー、ネルーらのインド人指導者が訪英した際は、英國下院議員との会合を準備し、インドの独立闘争をイギリス人指導者たちに直接訴える機会を作つた。

一九三四年にロンドン大学から修士号を授与され、弁護士資格をとつたクリシュナ・メノンは、イギリス労働党に入党した。そこで彼はインドへの完全な自治政府を設立するため活動を開始する。一九三五年に悪法として名高いインド統治法が発布され、三七年には施行される。これはインド国民の主権が否定され、すべての権利と権限はイギリス皇帝によって行使されるとされ、イギリスのインド支配の合憲性を確認

したものであつた。クリシュナ・メノンは一九四〇年、労働党を離党してインドに帰国する。そしてその後はインドで独立運動を戦う。大英帝国最後のインド総督マウントバッテンは、クリシュナ・メノンがインド独立にあたつてイギリスからの権力移譲交渉の際、大きな役割を果たしたと語つている。

インド帝国の成立と同時に、インド担当国務大臣（Secretary of State for India）が設けられ、そのもとにインド省（India Office）が形成され、イギリスの植民地統治が行われていた。インド省はインドの独立に伴つて廃止され、インド高等弁務官がインド省の担当してきた職務、つまりインド政府のイギリス本国における代理人としての職務を行うことになった。ネルーはクリシュナ・メノンを最重要国イギリスに派遣し、ロンドン駐在高等弁務官（High Commissioner for India in the United Kingdom）として一九五二年までの五年間ロンドンを拠点にイングランド・ヨーロッパ各国との外交関係を結んでいた。<sup>(36)</sup> 一九五二年から一九六二年までは国連総会へのインド使節団団長を勤め、一九五七年から一九六二年までは国防相となつた。かれは平和と軍縮を提唱する国際会議における印度のスポーツマンであつた。クリシュナ・メノンが国際問題を考えるときの基本原則は、①セキュラリズムに基づく国家統一、②貧困の根絶のための社会主義、③世界平和、共生、協力の三点であつた。そしてこれに基づいて彼が常に考えていたインドの外交政策のポイントは、①友好諸国との関係強化、②敵対国の中立化、③民族独立の維持と促進、④世

界平和の促進であつた。

ところで先に述べたように、独立後ネルーは首相であると同時に外相のポストを兼任した。クリシュナ・メノンを除き、外交政策に関与したものはみられなかつたという。ネルーに最も信頼された唯一の側近として、国際舞台でクリシュナ・メノンが活躍したことは認められつつある。ネルーはクリシュナ・メノンを自分の片腕として、国連をはじめ数々の国際会議に送る。クリシュナ・メノンはネルーの首席外交顧問であり、ほとんど外相代理の地位にあつたといつても過言はない。二人の親交は一九三八年に、クリシュナ・メノンがネルーのヨーロッパ旅行に随行したこと始まる。彼はネルーの考え方や目標を把握し、それを外部に伝達する特異な能力をもつており、ネルーの見解を全世界に伝える伝道者であつた。クリシュナ・メノンとネルーは一九三〇年代から、なぜインドがパワーブロックと同盟すべきでないのかについて議論し、意見を交換していた。一九四〇年代初頭にはすでにクリシュナ・メノンは、インドの外交政策の基本姿勢として、スーパー・パワー・ポリティクスにはまきこまれないようにするということを考えていたという。<sup>(37)</sup> ネルーとメノンは絶え間なく議論を重ねることによって、着想が同じになり、その結果、メノンの提案がネルーによつて採用され、無意識のうちにネルー自身の方策として出ることはめずらしくなつた。たとえば、インドの非同盟中立外交について国際政治学研究においては、「中立政策すなわち侵略的軍事ブロック不参加政策は、諸国

家の平和共存と協力の一形諸国家がその安全と独立を守る一形態である<sup>(38)</sup>と評価されているが、この政策はまさにクリシュナ・メノンの基本的考え方と合致している。独立前後のインドの対外政策決定は、ネルーの独壇場と考えられてきたが、ネルーの政策決定に決定的な影響を与えた人物がクリシュナ・メノンであった。

それでは日印平和条約については、メノンがどのように関わっていたのだろうか。独立前後のインドの場合、政策決定に関する政府内組織が未熟であった。そしてネルーの発言は外交政策に関する閣議の席上で、結論的な重みをもつていた。当時インド外交使節団長の顧問をしていたA.M.ナイルは次のように述べている。

「インド外交使節団長の顧問をしている間に、ニューデリーの『政府』と呼ばれる得体の知れない機関の意思決定過程なるものの一端を知るよくなつた。決定は『集団』で行われるが、サンフランシスコ条約と印日条約について言うならば、『問題』の一つ一つがネルーや内閣の決定に回されるのに先立つて、七人からなるグループの検討と批評が必要だつた」<sup>(39)</sup>もちろんこの中にクリシュナ・メノンが含まれており、強くサンフランシスコ平和条約への調印を反対している。印度はサンフランシスコ会議に出席すべきではないということをネルーに最初に忠告したのはクリシュナ・メノンだつた。そしてクリシュナ・メノンは、インドが日本と別個に平和条約を締結

するよう望んだ。インドは自立的政策を守るべきであると考えた。その背景には朝鮮戦争があつた。クリシュナ・メノンは早期から国連において朝鮮問題に関わっていた。一九四七年九月一七日にアメリカによつて国連第二回総会に付託され、八か国代表からなる国連臨時朝鮮委員会（Temporary Commission on Korea, 略称 UNTCOK）が設置されたが、その議長もクリシュナ・メノンが務めた。第一章でも述べたように、一九五一年九月のサンフランシスコ平和条約調印に先立つて一月には休戦交渉が始まっている。それにもかかわらず、アメリカは中国、ソ連への対決姿勢を崩さなかつた。国連の場でそれを目の当たりにしてきたメノンは、サンフランシスコ会議が敵対する二つのブロックが対話する場ではなく、お互に敵対しあうだけだらうと確信した。そして会議に出席すると、必ずインドは一方のブロックに加わることを強要されることとは目に見えていた。

先の外交官ナラヤナン（K.R.Narayanan）は、クリシュナ・メノンはアジアのナショナリズムという精神で問題を考えていたといった。ネルーは一九四五年ころからアジア諸国連合を唱道している。一九四五年一二月二十五日のインドの新聞ヒンドウ（The Hindu）では、外部の侵略からの自衛のため、また戦争や経済的侵略に反対して団結するため、アジアに大きなグループが結成されるだらうといふことも述べている。さらに独立直前の一九四七年にニューデリーでアジア諸問題会議を開催した。ここにはアジアのナショナリズム、パン・

アジア構想がみられる<sup>(40)</sup>。これはまさにクリシュナ・メノンの考え方と一致する。つまり、サンフランシスコ平和条約は緊張緩和の可能性を無視し、冷戦状況を固定化する。サンフランシスコ平和条約とともに結ばれる日米安全保障条約は、冷戦期の危機の抑止に役立つとは考えられなかつた。アメリカとの二国間協力より、中国、日本との友好関係を築くことは、アジア諸国との多角的な協力を強め、ひいてはアジアプロックを結成するという構想であつた。

ネルーは日印平和条約締結の前夜、インドは日本の適応力と回復力を評価し、文化的にも深く関心があること、将来的にも親密な関係を発展させていきたいと記している。すでにアジアへの冷戦の波及を予見し、その自衛策としてのアジア的組織を想定していた彼らは、アメリカと軍事同盟を結んだ日本がインドに敵対的な態度をとれない状況を作り出し、日本をインドの友好国として作り上げる必要があつた。ネルーとクリシュナ・メノンによつて想定された日印平和条約は、インドにとつては安全保障条約以外の何者でもなかつた。日本への賠償請求権の放棄には変えられないインドの国益がここにあつた。そして日印平和条約の締結は、ネルーの想像力と理想主義、クリシュナ・メノンの実践的アプローチと国際法の知識、外交手腕が調和して生まれたものであり、独立もないインドがアジア諸国を結束して、国際社会において指導的な役割を果たすこと可能にした。

### おわりに

ネルーは「外交は内政の反映である」と述べている。国益のための外交であり、国内事情に応じて外交政策は変化させていくものであつた。歩み始めたばかりのネルー・デモクラシーは、一九五一年四月には第一次五か年計画を導入し、一九五六年には言語別州再編成を実施した。インドへの諸外国の援助が本格的に流入し始めたのは、第一次五か年計画を導入してからである。この間に約束された外国援助は三八億ルピーで、最大の供与国はアメリカで、約二一億ルピーである。アメリカは第二次世界大戦後、諸外国に援助の手をさしのべてきたが、当初はヨーロッパを対象としていた。その後次第に援助の重点は、冷戦の焦点となつていたアジア地域に移行し、投資市場としてインドに関心を寄せ始めた。中国が朝鮮戦争に参戦したことによって、アメリカと決定的に対立したとき、アメリカはインドを中国との貴重な情報線と考えた。アメリカにつぐ供与国はソ連であるが、ソ連が対インド援助に踏み切ったのは両国間に貿易協定が締結された一九五三年以降である。ソ連はBhilai製鉄所の建設に六億四八〇〇万ルピーを援助している。その後、一九五五年一月二一日から二三日の会議派第六〇回大会で、「社会主义型社会」の建設がうちだされ、一九五六年に始まる第二次、第三次五か年計画はインド経済の「重工業化」のための、多額の資金を外国援

助に求める 것을前提としていた。第二次五か年計画では製鉄所など重化学工業部門の大公営事業に着手し、インドはアジアだけでなく、全世界の注目を集めた。第二次計画期における外国援助は、援助供与国の数のうえでも、規模のうえでも顯著な増加をみせて いる。アメリカが一五一億ルピーで全体の六〇%、第二位がソ連の三二億ルピーである。つまり、一九五〇年代なかば、ネルー外交が非同盟中立政策をとり頂点に達し、国連においては開発途上国の主導権を握っていた時期に、援助流入額が最大になつて いる。冷戦激化期の政治的な外交政策と経済的な外国援助の関係をみると、経済援助額は必ずしも主要な援助供与国と政治的な同盟関係にあるから多いということはわかる。むしろ、政治的な同盟関係がない中立的立場のインドが、東西両陣営の資本投下の競争市場となつたことがわかる。それは一九六〇年代以降、国連におけるインドの主導権の低下にともない、一九六一年四月に始まる第三次計画での援助を見ると、アメリカが一三一億ルピーで第二次計画に比べて二一億ルピーの減少、ソ連が一〇億ルピーと第二次計画期の約三分の一に減少していることからもわかる。国際政治において、影響力がつよいほど経済援助額も多くなるといえよう。そして冷戦激化期におけるインドのこうした独自の外交政策、多額の外国援助を得ることに成功した「社会主義型社会」の建設、第二次、第三次五か年計画の導入も、長年イギリスで活動した経験をもつ社会主義者クリシユナ・メノンの影響を見逃すことはできない。

国家建設、経済発展をめざすインドが最も必要としていたのは、国際関係の安定、いいかえると戦争をしない、戦争にまきこまれないということであった。第二次世界大戦直後の世界情勢は、一般に相互の信頼と協力の空気が強く、それによつて平和と安定が確保されるものと考えられていた。アメリカ、イギリス、ソ連の関係も、戦争中の信頼と協力がまだ続いていて、個々の問題では意見が異なつても、結局は調和されると考えられていた。しかし、その後世界の情勢は一変した。アメリカ、イギリスとソ連の意見の相違はしだいに深く鋭くなり、ついには根本的な対立を示すに至つた。サンフランシスコ平和会議が開催されるころには、資本主義諸国と共産主義諸国とが激しく対立し、鉄のカーテンを隔て、世界は二つに分裂した。相互の信頼と協力によつて、世界の平和を確保しうるという期待はほとんど消え去り、互いに軍事力を強化して警戒するという状態になつた。極東では、米ソの冷戦が朝鮮戦争というかたちで戦われた。このような状況において、国家としての安全と独立、国民としての生存と自立を確保するにはどうしたらよいのだろうか。

当時の中国共産党の指導者たちは、政権の存続を経済建設と別個の問題としてとらえ、アメリカの脅威からまず政権を守るために朝鮮戦争参戦にふみきつた。毛沢東は、中華人民共和国の指導者としてだけではなく、「社会主義」をめざす中国の指導者として参戦を考えた。ソ連、朝鮮に対し、自國の利益より「国際主義（社会主义共通利益）」を参戦の優先

要因として説明した。中国はスターリンの一時的な動揺をふりきつて参戦し、その結果、社会主義陣営全体を「防衛」し、社会主義諸国における中国の地位向上をうながした。<sup>(41)</sup>しかしその後、経済発展の黄金時代といわれる六〇年代を、中国は参戦によって封じ込められた環境の中で、経済的には遅れたままの状態にしてしまった。しかし冷戦激化期において、冷戦構造がいつかは崩れることを考え、三〇年、四〇年後の経済発展を予測することを求めるることは酷であろう。

朝鮮戦争は一九五一年六月からインドを仲介とする休戦交渉が開始され、東西対立の緊張緩和へむけての努力が確実に始まった。しかし対日講和はアジアの二大新興国家インドと中華人民共和国を含まなかつた。アメリカ、イギリスはインドの提案に耳を傾けず、インドの不参加には搖るぎもせず、対日講和は米英側資本主義諸国によつて調印された。講和に取り組む日本政府は、再軍備、安全保障が議論される中で、緊張緩和の可能性に目をそらし、逆に冷戦を固定化してその中で利益を追求するという姿勢をつらぬいた。アメリカの軍事力に全面的に依存する安全保障の方式を選んだのである。軍事同盟を結ぶことは逆に戦争のいけにえになるリスクもはらんでいる。政治的なリーダーシップをとることは、アメリカの許容するところではなかつたため、あらゆる分野での対米協調を進めてきた。对中国政策での台湾支持、対朝鮮政策での韓国支持というように、アメリカのアジア政策に追随する。平和条約調印によつて世界にかえる日本は、欧米社会で

はなくアジア社会にかえるはずであつた。以後今日まで、日本は一度として冷戦終結をめざすイニシアティヴを發揮せず、経済大国になつても、先見性のある政治的構想力をもつ国として国际社会から評価されることがなかつた。

中華人民共和国や日本と全く別の道を選んだのがインドである。ネルーが選択したのは二つの世界のどちらにもつかない独自の外交政策であつた。やつと手に入れた独立を守り、政治的安定、経済発展を推進するために、戦争にまきこまれないことがインドの最重要課題であつた。米ソの冷戦にまきこまれたくないという理由に基づく初期のいわゆる消極的な中立政策の転機となつたのが、中華人民共和国の朝鮮戦争への参戦であつた。中華人民共和国とアメリカの対立が決定的になつたとき、ネルーの中立政策は積極的な非同盟中立政策へと変化する。日本のような安全保障方式は、戦争協力と表裏一体の関係にある。また中華人民共和国のように政権存続のために経済発展を後回しにして、社会主義陣営の防衛を最優先に考えることはできない。ネルーは、アメリカのように中華人民共和国を経済的に封じ込めるのは愚策であり、日本を軍事的に封じ込めるのは得策ではないと考えた。反対に中華人民共和国と日本をインドの友好国として、敵対的な態度をとれない状況を作り出すことのほうがずっと有効であると考えた。日本とは賠償請求権を放棄した二国間平和条約を、<sup>(42)</sup>中華人民共和国とは政治体制の相違にもかかわらず、平和的に共存しうるとする「平和五原則」を提唱することによつて、

両国を友好によつて封じ込めようとしたわけである。

かつて一九五〇年代前半から、日本にはインド・ブームといつものがあった。その露払いをしたのが、一九四九年の動物大使インディラであった。象を大使として贈ったネルーの意図は、想像以上の政治的効果を生んだ。続く一九五一年のサンフランシスコ平和条約への調印拒否と日印平和条約の締結、賠償請求権の放棄は、まさにネルー流の外交方式であるといえよう。サンフランシスコ平和会議に出席せず、すぐに日本と二国間平和条約を締結することは、一つのジエスチヤーともとれる。しかしネルーは、対日講和を通じてより多くの意義を、極東の平和、中国問題、そしてアジアの安全および国際的緊張の緩和においていたのである。これはまたに、アジアのナショナリズムを基調としていたクリシュナ・メノンの影響を強く受けたものであった。一九五〇年代半ばに世界の脚光をあびるインド独自の非同盟外交は、一九三〇年代から培ってきたクリシュナ・メノンとネルーの構想が行動の結実であった。

## 註

(1) 一八九三年にボンベイ航路が開通し、日本とインドの通商関係が成立した。一八九四年一一月二十五日にボンベイに日本政府の代表部として領事館が開設され、日本と英領インドの正式な外交関係が結ばれた。その後、日清戦争、日露戦争を経て、一九〇七年三月一六日に英領イ

ンドの首都カルカッタに日本領事館が開設された。一九五二年四月二八日は、独立した国家と国家の関係が始まった日といえる。そして一九四五五年一二月にワシントンに設置された極東委員会の東京連絡事務所が、インド大使館となつた。一九五〇年一月にニューデリーに設置された連絡事務所が、日本大使館となつた。またカルカッタとボンベイの連絡事務所が総領事館になつた。一九五二年九月に初代インド大使西山勉が、チエットウール (K.K.Chettur) が初代日本大使に就任した。なお、マドラスの日本総領事館は一九六五年、神戸のインド領事館は一九五五年に設置され、一九六八年に総領事館に昇格した。

(2) 条約は *Treaty of Peace Between the Governments of India and Japan, Tokyo, 9 June 1952, India Bilateral Treaties and Agreements, Vol. 1 : 1947-1952, Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, Government of India, New Delhi, 1994. pp.477-483.* 日本語訳は、「ハーバードの平和条約及び交換公文」昭和一七年六月九日に東京で署名、昭和二七年八月一七日に効力発生『日印両国条約・協定集』三一～一一頁、財團法人日印協会編を参照した。

(3) 山崎利男・高橋満編『日本とインド 交流の歴史』三省堂選書、一九九三年。印側が日印平和条約第六条で賠償を放棄してしまったが、「相手方の好意」として

のみ済ますことのできない意味をもつてゐると評価しているが、これはインド側の対日関係樹立への熱意に対しであり、外交政策的にインド側の真意を探らうといふ観点からのものではない。

(4) A. M. ナイル『知られざるインド独立闘争 A. M. ナイル回想録』風濤社、一九八三年。クリシユナ・メノンは一九七四年になくなつたが、第三世界はいつまでも彼を、信頼に倣した支持者として記憶し続けるだらうと評価している。

(5) アジアからは、日本、インドネシア、カンボジア、ラオス、フィリピン、ベトナム、スリランカ、パキスタン、エジプト、iran、イラク、レバノン、アラビア、シリア、トルコの十五か国。ヨーロッパからは、ベルギー、フランス、ギリシア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、イギリスの七か国。アフリカからは、エチオピア、リベリア、南アの三か国。オセアニアからは、オーストラリア、ニュージーランドの二か国。アメリカからは、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイティ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、カナダ、アメリカの二十二か国である。

(6) 一九四五年当時からアメリカ政府はインドの政治状況

に大変関心をこだいていた。U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, Department of State Publication, Washington, D. C. 1945, Vol. VI, p.249.*

(7) 極東委員会を構成した国は、アメリカ、オーストリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、イギリスの一十一か国である。

(8) アメリカ案の要旨は、①極東委員会とは別個に同委員会構成一一か国代表による会議を開催する、②一一か国以外の日本と交戦状態にあつた諸国に対しても、条約草案案起草にあたり意見開陳の機会をあたえる、③一一か国三分の一多数決方式とし、開催期日を暫定的に八月一九日とする、というものであつた。それに対してソ連は、対日平和条約起草のためににはまず四国による予備討議を行うべきで、四国はポツダムおよびモスクワ協定に基づいて対日平和条約に対しても管轄権をもつといつものだった。中国（国民政府）案は、①極東委員会全構成国をもつて米英ソ華四国の決定する期日に会議する、②表决はすべて四国の一一致を含む多数決制とする、③アメリカ政府が会議招請の労をとる」と、というものであつた。

(9) これは社会主義国以外では、一一月一六日のビルマ政府に続いて二番目である。中華人民共和国成立後ただちに承認せず二ヶ月かかったのは、イギリスの中華人民共和国承認と歩調をあわせたいといつゝことで、そのための説

得工作に時間を費やしたためであつた。ハサクワルナ・メヘンの後日談である。K. M. Panikkar, *In Two Chinas—Memoirs of a Diplomat*, London, 1955, p. 68.

(15) P. A. Narasimha Murthy, *India and Japan—Dimensions of their Relations*, 1986, New Delhi, p. 276-278.

(11) ハジバヤギツベの意見が一致した。イギリスはダレス案の中華人民共和国の扱いと日本の通商産業の制限に関する同意をなしたが、六月にはダレスがロンデンを訪れ、国民党政府も共産党政府も会議に招待しながら共同協定案を示された。米英両国はハジバヤギツベの改訂案の共同立案国となり、この草案が七月一〇日にインドに送られた。最終的にイギリスも条約の共同提案国となる。

(14) B. N. Pandey, Nehru, Stein & Day, New York, 1976,

p. 333. 緊局中国の扱いに関する両国間に決定的な相違がおり決裂した。

(15) Vijayalakshmi Pandit, *The Scope of Happiness ; A Personal Memoir*, Weidenfeld and Nicolson, London, 1979,

(12) 休戦案の交渉過程において、中国政府は「朝鮮問題の平和的解決のための協商の基礎として、①朝鮮からのすべての外国軍隊の撤収、②朝鮮人による朝鮮問題の解決、③アメリカ帝国主義侵略軍の台湾からの撤収、④中華人民共和国の国連代表権獲得を提示する」と主張していた。これに対してアメリカの政策は、まず休戦、そしてその後で政治協商という手順を考えていた。つまり、中国の国連代表権問題の討論以前に休戦が成立せねばならないとうふことを主張した。一九五一年一月二八日に中国はインドを通じて、万一大陸が国連で中国を「侵略者」と規定した場合、中国は「朝鮮での平和成就のための、」

かなる可能性に対しても門を開けずであらう」という最終通牒をアメリカに伝達した。しかし一九五一年一月一日の国連総会は中国と北朝鮮に対する戦略物資の禁輸に関するアメリカ案を可決する。反対票を投じたのは、ノルマニア（Sir Nye）だけであった。

(13) イギリス外務省文書。The Records of the Foreign Office, (エー・FOと略す) C. H. Johnson's note of 22 June 1951 on "Japanese Peace Treaty : Indian Attitude", FO371/92560, J1022/640.

(16) Michael Brecher, *India and the World*, Krishna Menon's view of the World, Oxford University Press, London, 1968.

また、ネルーが決断した状況について、英連邦関係省のナイ（Sir Nye）は、「この決定はネルーの個人的なものであつた」とを冠げてゐる。FO371/92600.

(17) FO371/92590.

(18) アメリカ国務省、連合国軍最高司令官、日本政府間で

条約草案の検討が行われていた期間中、チエットウールの顧問であったA.M.ナイルが交渉の進捗状況についての最新の情報をチエットウールに提供し続けた。チエットウールは「れらの情報をよろしくにかけ、それをマッカーサーはじめ、われわれの人たちから独自に得た情報と比較検討した上で、ネルーは」の共同条約に調印すべからず、われとは別の二国間条約を締結すべきであるとふう結論に到達したところ。<sup>21)</sup> A.M.ナイル、前掲書、三七一～三七七頁。

(19) P.A. Narasimha Murthy, *ibid.*, 28 August 1951, pp.3-7.

(20) ニューデリーのイギリス高等弁務官から英連邦省へのメッセージ。FO371/92551, J1022/436.

(21) ダレスは一九五一年四月一三〇日、日本国際連合協会における講演で「せんとして侵略者があとをたたない世界にあつては、中立はなんらの防衛にならず、かえつて侵略を奨励するだけのことである」としてネルーの中立主義を批判している。ダレスはネルーが説得により折れる人物ではないという理由で六月の個別的折衝の旅からインドを除外しているが、六月後半にインドを訪問したアリソンは、いずれインドがダレス案に妥協するだろうという印象をうけたといふ。

(22) 七月二〇日、アメリカ政府はインド政府に対日平和条約の署名を求める書簡を送った。'Communication from the Government of India to the Government of the

United States on Japanese Peace Treaty(23 August 1951)', P. A. Narasimha Murthy, *India and Japan Dimensions of their relations Vo.2, Documents*, ABC Publishing House, New Delhi, 1986.

(23) *Ibid.*, 23 August 1951, pp.1-3.

(24) 吉田首相がダレスに宛てた私信。日本はカイロ宣言およびボツダム宣言で明らかにわれてゐる領土問題に関する連合国の決定を、平和条約において具現されるに 対し、何の異議をもれしはむものではないと述べてゐる。日本外務省外交資料館文書。マイクロフィルムリール番号 B'0008, ノマ番号 0258.

(25) 外務省外交文書リール番号 B'0019, ノマ番号 0068.

(26) インド側からの平和条約原案は一二月二二日受領され、一二月二五日から二八日までインド案の検討と非公式意見の作成が行われた。一二月三一日および翌一九年一月四日の二回、トリヴェディ書記官と外務省条約局局長、第一課長との話し合いが行われ、一月七日から九日まで公式意見書の作成が行われた。四月二八日にはサンフランシスコ平和条約が発効したが、発効時間にわずかに先んじて、同日インド政府は告示によつて両国間の戦争状態終結を宣言した。告示では、二国間の平和条約を早期に終結する「」がうたわれた。六月三日にはインド政府の最終案を受領し、六月八日に最終条文が画定された。六月九日、東京で日印平和条約に署名され、二月一

- デリーで批准書が交換されて八月二七日に発効した。インド案受領から日本側対案送付までの経緯については、インドとの平和条約問題関係執務日誌による。外務省外交文書リール番号 B'0019, コマ番号 6 ～ 0065.
- (27) ナイルはアメリカがサンフランシスコ平和条約と同時に日本に調印させようとしていた安全保障条約の原文を入手することができ、チエットウールに回し、ネルーは事前にそれを読んで、アメリカはサンフランシスコ平和条約の傘の下に日本がアメリカの勢力圏内にとどまるよう強要することが分かつていたという。インドがサンフランシスコ平和条約に調印しないことを最終的に決断したのは、安保条約の原文を吟味した結果だったとナイルはいう。A. M. ナイル、前掲書、三七一～三七四頁。
- (28) 外国軍隊の日本駐在については、インドは日本とアメリカが双務協定によって協定を結ぶべきだということ、もし日米双務協定によらずにアメリカ軍が日本に駐在するようなことになれば、アメリカの日本占領が引き続き行われているとの批判が必ず起ころてくるというのがインドの見解であると述べている。「インド、講和草案に異議」『朝日新聞』一九五一年七月三一日、「サンフランシスコの冷戦」『朝日新聞』一九五一年八月二七日。
- (29) 日本政府からネルーへの公開書状。P. A. Narasimha Murthy, *ibid.*, 15 September 1951, pp.7-9.
- (30) 第四条 インドは、戦争の開始のときにインド国内に所

在し、且つ、この条約の効力発生のときにインド政府の管理下にある日本國またはその國民のすべての有体財産の無体財産ならびに権利または利益を現状において返還し、または回復する。ただし、その財産の保存および管理のために要した費用があつたときは、日本國または関係日本國民は、それを支払わなければならない。そのいすれかの財産が清算されているときは、その売得金を、上記の費用を差し引いた上で、返還されるものとする。

(31) 第五条 この条約が効力を生じた後九か月以内に申請があつたときは、日本國は、その申請の日から六か月以内に、日本國にあるインドおよびその國民の有体財産および無体財産ならびに種類のいかんを問わずすべての権利または利益で、一九四一年一二月七日から一九四五九年二月までの間のいづれかのときに日本にあつたものを返還する。ただし、所有者が強迫または詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りではない。

この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担および課徴金を免除して、返還のための課徴金を課さずに返還しなければならない。

所有者により若しくは所有者のためにまたはインド政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本政府がそのさだめるところに従つて処分することができる。

cret) Report by Mr. V. K. Krishna Menon, 1947.

ルの財産が一九四一年一一月七日に日本国に所在し、かつ、返還することができず、または戦争の結果として損傷もしくは損害を受けている場合には、日本国の連合国財産補償法（昭和二六年法律第二六四号）の定める条件よりも不利でない条件で補償される。

(32) インドのドラフトには「不要（ケースなし）」と記され、かなりの部分が削除されている。外務省外交文書、

リール番号 B'0019, ノマ番号 0065-0070

(33) 一九四六年九月にクリシュナ・メノンがパリでソ連外相モロトフと会談した」とをして、一九四七年一月一七

日の声明で、インドではインド人政府（中間政府の）と——中村）を通じてソ連が強い影響力を行使していくと述べた。

(34) クリシュナ・メノンの伝記は、V.K. Madhavan Kutty, V.

K. Krishna Menon, Publications Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, 1988, 195p. クラティ氏はジャーナリストで、クリシュナ・メノンへの聞き取りをもとにした伝記を著した。ガーグ氏

は最高裁判事で、メノンの友人である。一九九四年地方での会議へ出席する途上、自動車事故で亡くなつた。

(35) メノン、クルップ、ワリアールなどの姓も多々。

(36) クリシュナ・メノンは入閣前、移動大使としてヨーロッパ各国との外交関係を樹立していった。Government of

India External Affairs Department, File No.1 – Eur.(Se-

(37) クリシュナ・メノンは、後にネルー外交政策のキーワードとなる非同盟の概念の発展に大きな貢献をした。初期にはインドの外交政策の基本方針として、無所属（non-attachment）、あるいは不参加（non-involvement）となる言葉を使ってくる。非同盟（non-alignment）はハレから発展して生まれたと考えてよだね。

(38) 岡倉古志郎『現代の世界政治』岡倉古志郎国際政治論集一、勁草書房、一九六八年、一二七六頁。

(39) A.M. ナイル、前掲書、三七五頁。七人とは東京の印度連絡事務所長 K.K. チェットウール、彼の顧問 A.M. ナイル、ニューデリーの外務次官 N.R. ピン、駐ソ大使 K.P.S. メノン、そして V.K. クリシュナ・メノン、駐仏大使 N.

ラグヴァーン、北京駐在大使 K.M. パニッカールである。全員がたまたまケーララ州の出身だったが、それはネルーがそうしたのだとう。

(40) アジア諸問題会議に関しては、拙稿「アジア諸問題會議とインド外交」『史論』一九九五年三月、第四八号がある。なお当時連合国が占領下にあつた日本は、会議に招請されなかつた。

(41) 朱建榮『毛沢東の朝鮮戦争』一九九一年、岩波書店。

中国は、対帝国主義侵略の面で、社会主義各国は同一歩調をとることを信じ、ソ連も中国と同じ考え方を持つていたらしくを当然視していた。そのために参戦決定を下した

が、スターリンは社会主义国の盟主である前に、ソ連の国益の維持者で、自國利益のために、犠牲にすることも辞さないことがわかつた。中国は朝鮮戦争介入の体験から、「社会主义的國際主義」なるものは、実はソ連の一国利益にだけ利用されるものだということを見抜いたといふ。

(42) 平和五原則は中印チベット協定の前文にもりこまれたものであるが、協定の内容より平和五原則の提唱こそが、中国との友好関係を築きたかったネルーの意図するところであった。